

監事報酬に関する規則

制 定 平成24年 2月11日

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人三重県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の監事報酬の支給に関し、定款第26条に基づき、適正な運営を図るため必要な事項を定めることを目的とする。

(監事報酬の種類)

第2条 監事の報酬は、固定報酬と比例報酬の二種とする。

(監事報酬の限度額)

第3条 固定報酬の限度額は、社員総会の決議によって定める。

2 比例報酬は、県外出張1日当たり1万円以内とする。

(監事報酬の支給)

第4条 固定報酬は、社員総会で定めた額を月額に換算して毎月月末に支給する。

2 比例報酬は、月末締めで翌月中に支給する。

(期間計算)

第5条 固定報酬は毎月21日から翌月の20日までを1月として計算する。

2 監事が就任または退任した時期が前項で定める1月の中途であった場合の固定報酬は、該当月の日割計算によるものとする。

(規則の改廃)

第6条 この規則を改廃するには社員総会で決議しなければならない。

附 則

(施行期日)

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。